

都市計画法第53条第1項 事務手続き

第53条第1項（抜粋）

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区間内において建築物の建築（※1）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（※2）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りではない。

1. 政令で定める軽量な行為（※3）
2. 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
3. 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

第54条1項（抜粋）

都道府県知事（※2）は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

3. 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ロ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※1 53条許可は、あくまで都市計画施設の区域内に建築物を建築する場合に必要な許可ですので、敷地のみに都市計画施設がかかる場合は、許可不要です。ただし、建築物に付属する門や塀等の工作物にかかる場合は、必要となります。

※2 平成20年4月1日以降、熊本県から権限委譲により、申請地が玉名市の場合においては、決定権者が玉名市長となりました。

※3 階数が2階建て以下で地階を有しない木造の建築物の改築、移転等（都計令第37条）

■ 申請の流れ

事前相談・都市計画施設位置確認

↓
都市整備課窓口において事前に都市計画施設等の位置関係を確認していただき、建築物の配置計画を検討していただきます。

許可申請書提出

↓
都市計画施設の区域内に建物を建築する場合、都市計画法第53条許可申請書を提出していただきます。（申請者は建築主本人となります。後々のトラブル防止のため、原則として手続きは申請者本人にお願いしていますが、やむを得ず、代理者が手続きされる場合は委任状が必要です。） ※許可申請書は2部提出（都市整備用・本人用）

都市計画法第53条許可についての説明

↓
当該都市計画施設にかかる都市計画法第53条許可について、直接申請者に説明を行いますので、内容を承認していただいた上で、署名をお願いします。

内容審査

↓
申請内容が許可基準に適合するかどうかの審査を行います。（2週間程度）

許可書交付

建築確認申請

建築確認申請の際には、都市計画法53条許可書の写しを添付してください。

■ 記入上の注意

- ・ 記載事項に間違いを生じた場合には、修正液等を使用しないでください。修正を行う際には、該当箇所に横二重線を引いた後、重なるように鮮明に押印し、その上部等に正しい記載をしてください。上記事項が守られていない申請に関しては、受け付けることができません。